

17 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等

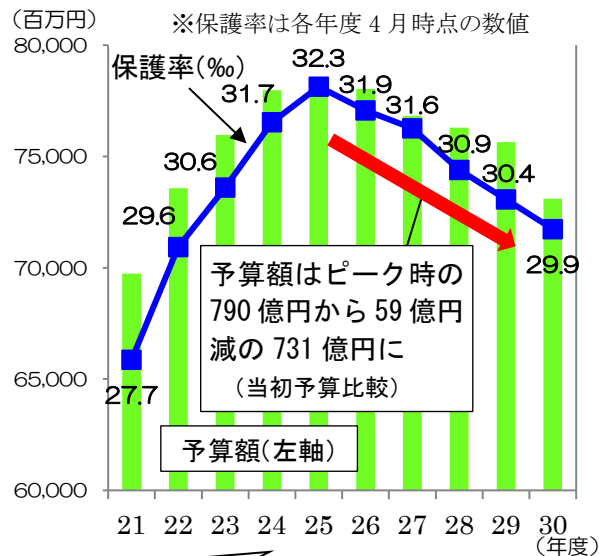
国の責任の下，生活保護制度及び生活困窮者自立支援がより実効性のあるものとなるよう，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化，及びケースワーカーの person 費（396名，33億円）を含めた地方負担への財政支援
- (2) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた，頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築，不正受給への対策強化
- (3) 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保

(厚生労働省)

①本市の生活保護の運営状況



21年度以降、保護率は急増したが、就労自立支援等の取組により、25年度以降、減少傾向に！
※ 全国平均は高止まり傾向

②生活保護の適正化 ～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

現状

医療扶助費の割合
45.8%(28年度決算)

適正化を図るために

要望

過剰な医療行為を制限する仕組みが必要

- 頻回受診や重複処方等の過剰な医療行為について、現在の診療・処方後の事後の患者指導ではなく、支払基金において審査・返戻を行えるよう診療報酬の規定を改定し、診療報酬請求自体を行えなくなるような仕組み・基準の設置

要望

不正受給への対策強化が必要

- 実施機関の調査権限強化
回答義務の対象を官公署のみならず**金融機関や就労先にまで拡大を！**
- 保護費と返還金の調整
本人からの申出がなくても保護費と返還金との調整を可能に！

不正受給等

- 就労等
収入未申告
- 虚偽の
居住実態
- その他

③就労自立の促進

生活保護世帯が大幅に増加する中、生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けた生活保護受給者に対する自立支援の強化充実が必要不可欠！

就労に向けて

- ・ ケースワーカーによる受給者の抱える課題の的確な把握、きめ細かな助言指導
- ・ ケースワーカーとハローワークとの連携※
- ・ キャリアカウンセラー等の専門家による支援が重要！

※ 福祉事務所ケースワーカーとハローワーク相談窓口(福祉・就労支援コーナー)が連携し、生活保護受給者等に対し、就労支援を市内全区役所・区役所支所など計15箇所を実施(平成30年4月現在)

年度	ハローワーク相談窓口での就労支援		キャリアカウンセラー等による就労支援	
	相談件数	就職者数	支援者数	就職者数
27	10,736	1,091	1,570	789
28	11,163	1,015	1,330	657
29	10,403	891	1,274	676

生活困窮者自立支援法の施行 (平成27年4月)

生活保護に至る前段階での自立支援策の強化が可能に！

一方で課題も

要望

必須事業・任意事業とも、法律に基づくにもかかわらず**自治体負担が発生**している。

費用負担割合の見直しを！